

# 第4章

## 都市機能誘導区域・誘導施設



## 第4章 都市機能誘導区域・誘導施設

### 1 都市機能誘導区域の基本的な考え方

#### (1) 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、医療、福祉、子育て、商業等の都市機能施設を中心拠点や地域拠点に誘導・集積することにより、これらの施設の効率的で持続的な提供を図る区域です。

#### (2) 都市機能誘導区域の望ましい区域像

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」では、都市機能誘導区域の望ましい区域像として、以下の内容が示されています。

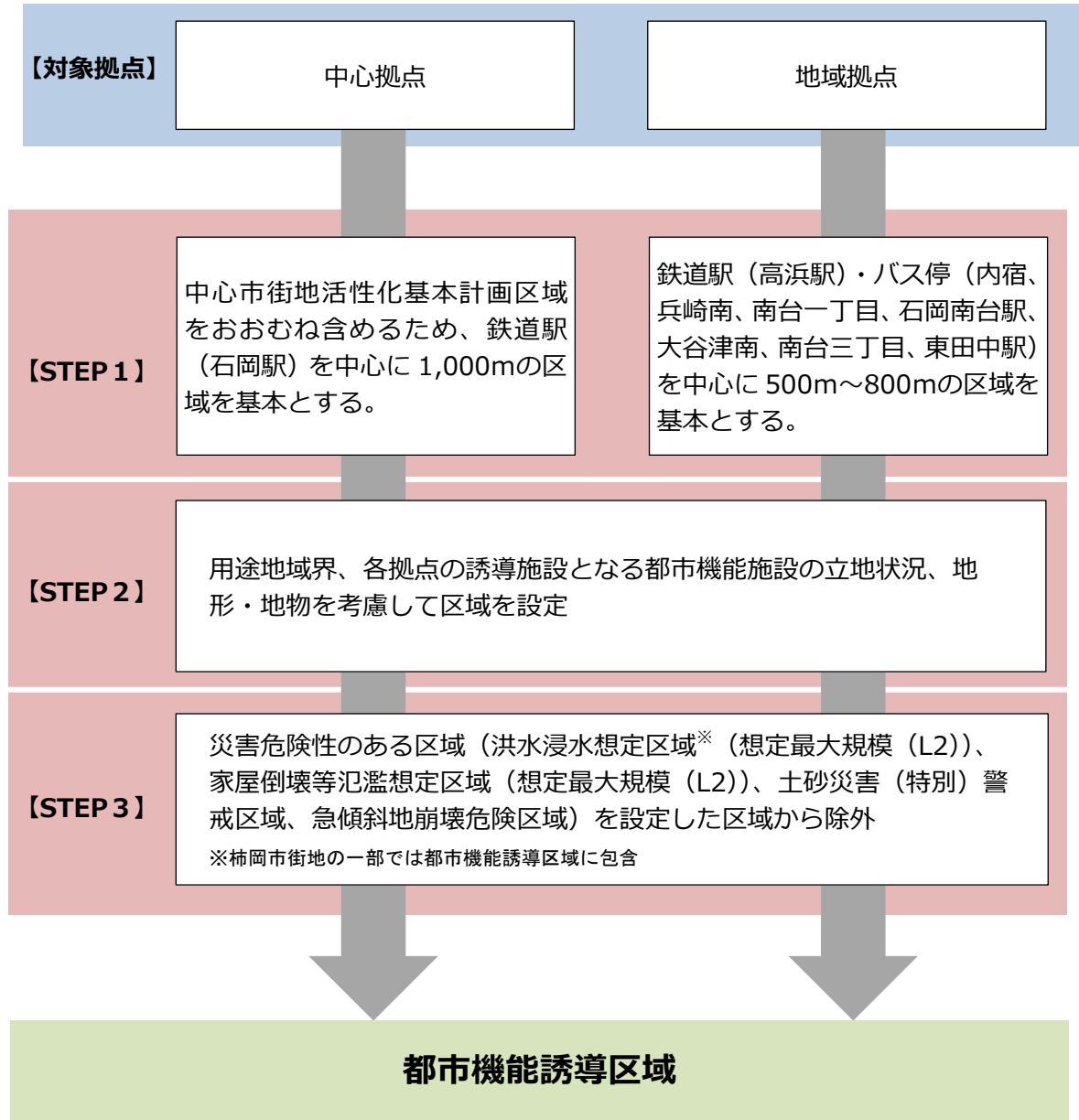
各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

出典：立地適正化計画作成の手引き

## 2 本市における都市機能誘導区域の設定

前項の都市機能誘導区域の望ましい区域像を踏まえて、中心拠点と地域拠点において都市機能誘導区域を設定します。

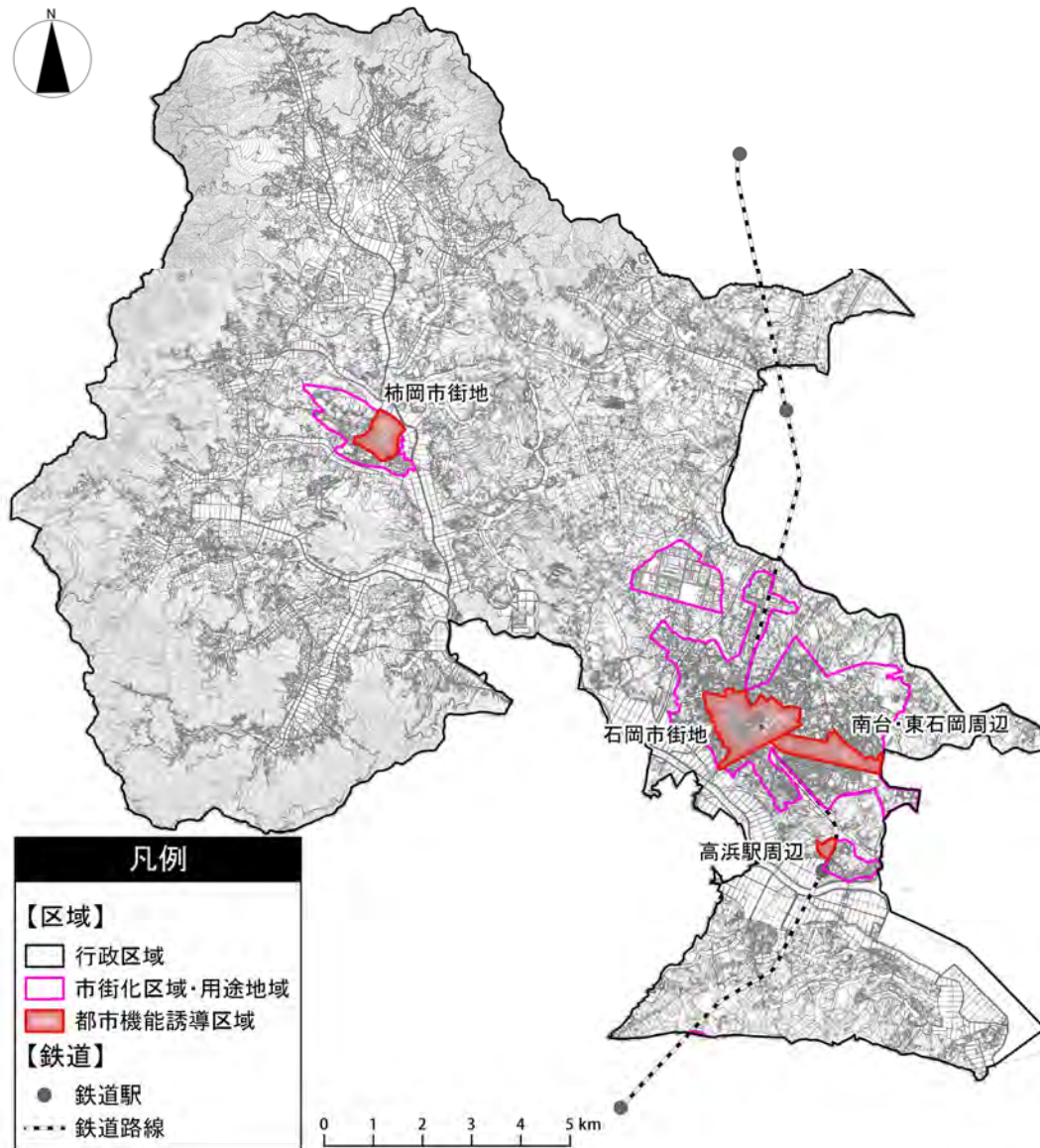
各拠点における設定の考え方は、以下のとおりです。



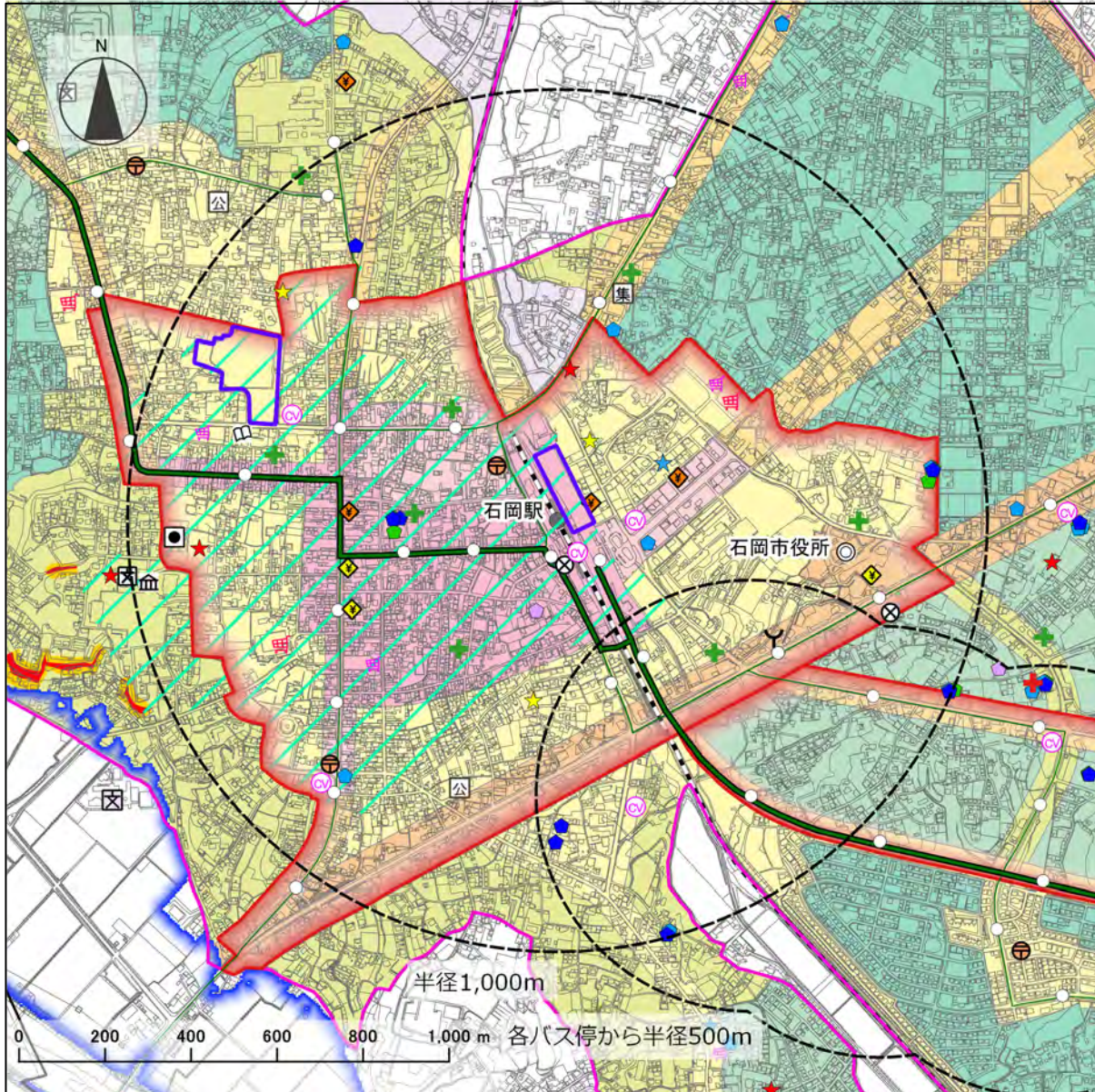
図：都市機能誘導区域の設定フロー

都市機能誘導区域の設定フローに基づき、設定した本市の都市機能誘導区域は以下のとおりです。

なお、本市の用途地域面積（1,614.6ha）に占める都市機能誘導区域の割合は、20.4%（328.8ha）となっています。



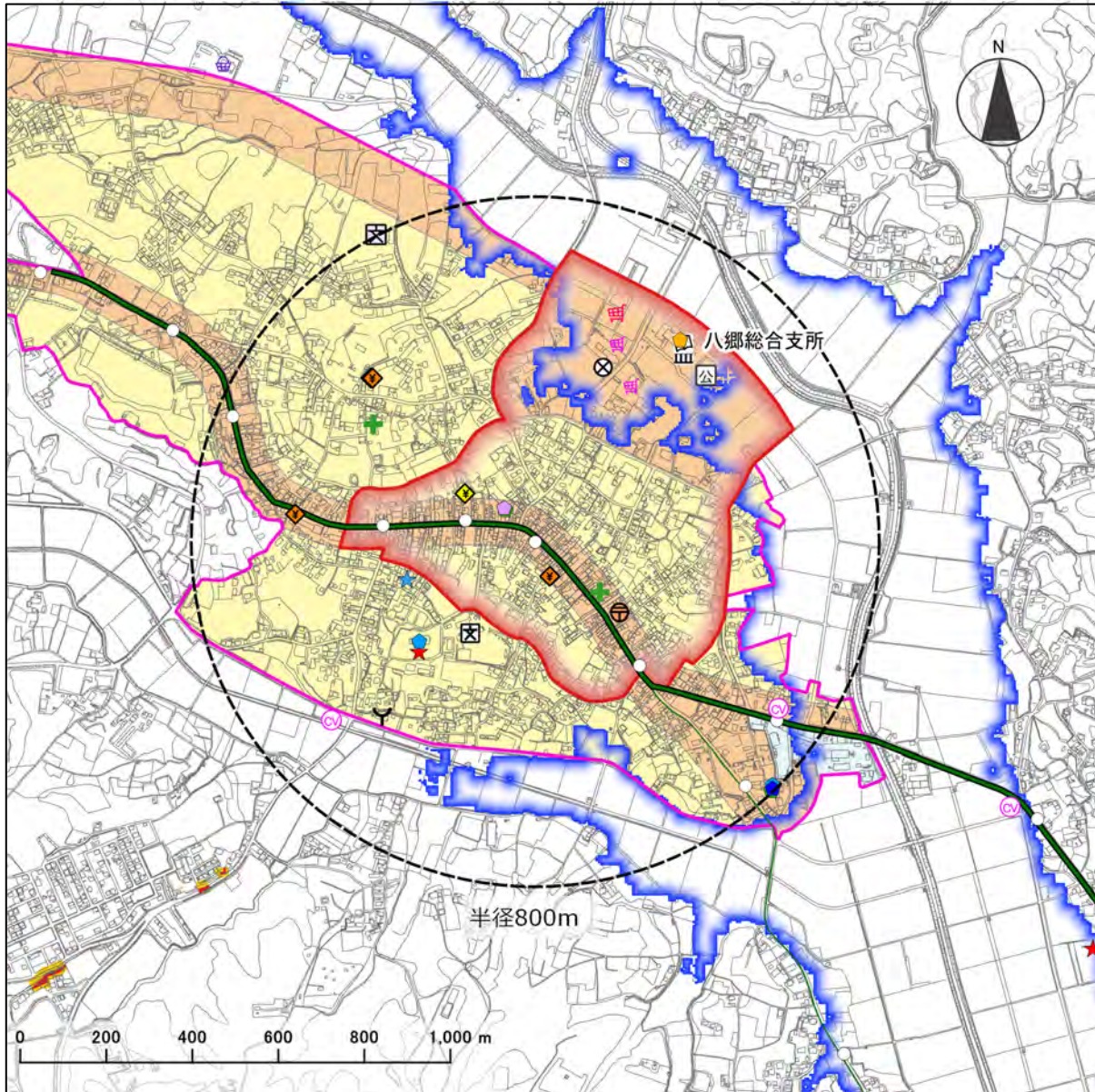
図：都市機能誘導区域（総括図）



凡例

<p><b>【区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 行政区</li> <li>□ 市街化区域・用途地域</li> <li>▨ 中心市街地活性化計画区域</li> <li>□ 公的不動産</li> <li>▨ 都市機能誘導区域</li> </ul> <p><b>【鉄道】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄道駅</li> <li>— 鉄道路線</li> </ul> <p><b>【バス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ バス停</li> <li>— バス路線(30本/日未満)</li> <li>— バス路線(30本/日以上)</li> </ul>	<p><b>【用途地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第一種低層住居専用地域</li> <li>■ 第二種低層住居専用地域</li> <li>■ 第一種中高層住居専用地域</li> <li>■ 第二種中高層住居専用地域</li> <li>■ 第一種住居地域</li> <li>■ 第二種住居地域</li> <li>■ 準住居地域</li> <li>■ 近隣商業地域</li> <li>■ 商業地域</li> <li>■ 準工業地域</li> <li>■ 工業地域</li> <li>■ 工業専用地域</li> </ul> <p><b>【災害区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ L2洪水浸水想定区域</li> <li>■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)</li> <li>■ 土砂災害警戒区域</li> <li>■ 土砂災害特別警戒区域</li> <li>■ 急傾斜地崩壊危険区域</li> </ul>	<p><b>【医療機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>+</li> 病院 <li>+</li> 診療所 </ul> <p><b>【福祉機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> 通所型施設 <li>●</li> 訪問型施設 <li>●</li> 小規模多機能施設 <li>●</li> 入所系施設 <li>●</li> その他高齢者福祉施設 </ul> <p><b>【保育機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★</li> 保育所 <li>★</li> 認定こども園 <li>★</li> 児童厚生施設 <li>★</li> 地域子育て支援センター </ul>	<p><b>【教育機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□</li> 小学校 <li>□</li> 中学校 </ul> <p><b>【文化機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□</li> 公共公民館 <li>■</li> 集会施設 <li>□</li> 図書館・図書室 <li>■</li> 博物館・郷土館 <li>■</li> スポーツ施設 </ul> <p><b>【商業機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■</li> スーパーマーケット <li>■</li> ドラッグストア <li>■</li> コンビニエンスストア <li>■</li> 農産物直売所 </ul>	<p><b>【行政機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎</li> 市役所 <li>⊗</li> 支所・出張所 <li>⊗</li> 警察署・交番 <li>⊗</li> 消防署・出張所 </ul> <p><b>【金融機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⊗</li> ゆうちょ銀行窓口 <li>◆</li> 地方銀行 <li>◆</li> その他金融機関 </ul>
---	---	---	--	--

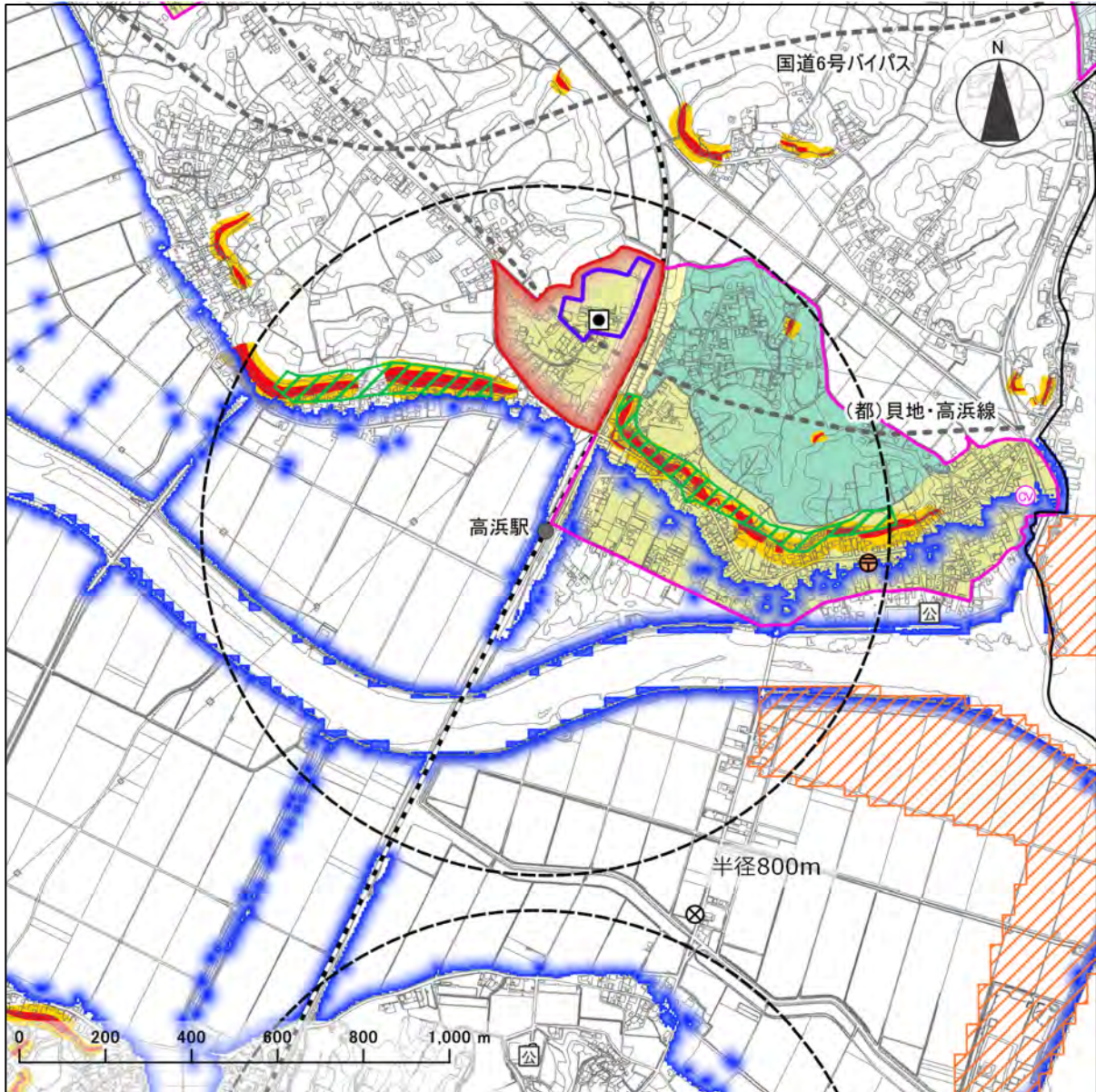
図：都市機能誘導区域（石岡市街地）



凡例

- |   |   |  |  |  |
|---|---|--|--|--|
| <p>【区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 行政区</li> <li>□ 市街化区域・用途地域</li> <li>□ 中心市街地活性化計画区域</li> <li>□ 公的不動産</li> <li>□ 都市機能誘導区域</li> </ul> <p>【鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄道駅</li> <li>— 鉄道路線</li> </ul> <p>【バス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ バス停</li> <li>— バス路線(30本/日未満)</li> <li>— バス路線(30本/日以上)</li> </ul> <p>【災害区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ L2洪水浸水想定区域</li> <li>□ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)</li> <li>□ 土砂災害警戒区域</li> <li>□ 土砂災害特別警戒区域</li> <li>□ 急傾斜地崩壊危険区域</li> </ul> | <p>【用途地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第一種低層住居専用地域</li> <li>■ 第二種低層住居専用地域</li> <li>■ 第一種中高層住居専用地域</li> <li>■ 第二種中高層住居専用地域</li> <li>■ 第一種住居地域</li> <li>■ 第二種住居地域</li> <li>■ 準住居地域</li> <li>■ 近隣商業地域</li> <li>■ 商業地域</li> <li>■ 準工業地域</li> <li>■ 工業地域</li> <li>■ 工業専用地域</li> </ul> <p>【医療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>+</li> <li>+</li> </ul> <p>【福祉機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul> <p>【保育機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★</li> <li>★</li> <li>★</li> <li>★</li> </ul> | <p>【医療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>+</li> <li>+</li> </ul> <p>【福祉機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul> <p>【保育機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★</li> <li>★</li> <li>★</li> <li>★</li> </ul> | <p>【教育機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□</li> <li>□</li> </ul> <p>【文化機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□</li> <li>□</li> <li>□</li> <li>□</li> <li>□</li> <li>□</li> </ul> <p>【商業機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■</li> <li>■</li> <li>■</li> <li>■</li> </ul> | <p>【行政機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> </ul> <p>【金融機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> </ul> |
|---|---|--|--|--|

図：都市機能誘導区域（柿岡市街地）

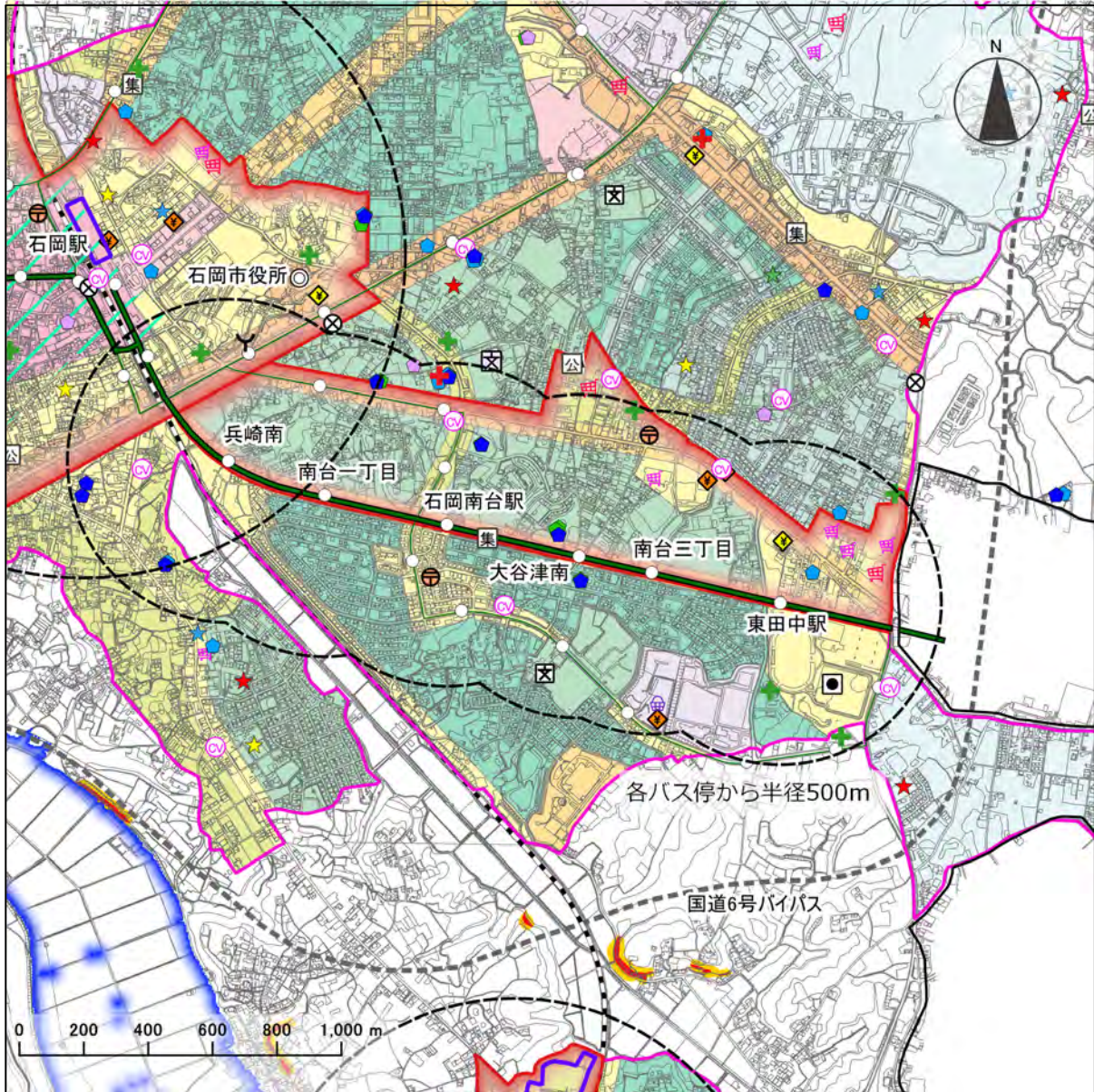


凡例

- |  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <p>【区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 行政区域</li> <li>□ 市街化区域・用途地域</li> <li>▨ 中心市街地活性化計画区域</li> <li>□ 公的不動産</li> <li>▨ 都市機能誘導区域</li> </ul> <p>【鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄道駅</li> <li>— 鉄道路線</li> </ul> <p>【バス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ バス停</li> <li>— バス路線(30本/日未満)</li> <li>— バス路線(30本/日以上)</li> </ul> <p>【災害区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ L2洪水浸水想定区域</li> <li>▨ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)</li> <li>▨ 土砂災害警戒区域</li> <li>▨ 土砂災害特別警戒区域</li> <li>▨ 急傾斜地崩壊危険区域</li> </ul> | <p>【用途地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第一種低層住居専用地域</li> <li>■ 第二種低層住居専用地域</li> <li>■ 第一種中高層住居専用地域</li> <li>■ 第二種中高層住居専用地域</li> <li>■ 第一種住居地域</li> <li>■ 第二種住居地域</li> <li>■ 準住居地域</li> <li>■ 近隣商業地域</li> <li>■ 商業地域</li> <li>■ 準工業地域</li> <li>■ 工業地域</li> <li>■ 工業専用地域</li> </ul> <p>【福祉機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通所型施設</li> <li>● 訪問型施設</li> <li>● 小規模多機能施設</li> <li>● 入所系施設</li> <li>● その他高齢者福祉施設</li> </ul> <p>【保育機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★ 保育所</li> <li>★ 認定こども園</li> <li>★ 児童厚生施設</li> <li>★ 地域子育て支援センター</li> </ul> | <p>【医療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 病院</li> <li>● 診療所</li> </ul> <p>【教育機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 小学校</li> <li>□ 中学校</li> <li>□ 公共公民館</li> <li>□ 集会施設</li> <li>□ 図書館・図書室</li> <li>□ 博物館・郷土館</li> <li>□ スポーツ施設</li> </ul> <p>【文化機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ スーパーマーケット</li> <li>■ ドラッグストア</li> <li>■ コンビニエンスストア</li> <li>■ 農産物直売所</li> </ul> | <p>【行政機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市役所</li> <li>⊕ 支所・出張所</li> <li>⊗ 警察署・交番</li> <li>⊕ 消防署・出張所</li> </ul> <p>【金融機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⊕ ゆうちょ銀行窓口</li> <li>◆ 地方銀行</li> <li>◆ その他金融機関</li> </ul> |
|--|---|--|--|

図：都市機能誘導区域（高浜駅周辺）





凡例

<p>【区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政区域</li> <li>市街化区域・用途地域</li> <li>中心市街地活性化計画区域</li> <li>公的不動産</li> <li>都市機能誘導区域</li> </ul> <p>【鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅</li> <li>鉄道路線</li> </ul> <p>【バス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バス停</li> <li>バス路線(30本/日未満)</li> <li>バス路線(30本/日以上)</li> </ul> <p>【災害区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>L2洪水浸水想定区域</li> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> </ul>	<p>【用途地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種低層住居専用地域</li> <li>第二種低層住居専用地域</li> <li>第一種中高層住居専用地域</li> <li>第二種中高層住居専用地域</li> <li>第一種住居地域</li> <li>第二種住居地域</li> <li>準住居地域</li> <li>近隣商業地域</li> <li>商業地域</li> <li>準工業地域</li> <li>工業地域</li> <li>工業専用地域</li> </ul>	<p>【医療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院</li> <li>診療所</li> </ul> <p>【福祉機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所型施設</li> <li>訪問型施設</li> <li>小規模多機能施設</li> <li>入所系施設</li> <li>その他高齢者福祉施設</li> </ul> <p>【保育機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所</li> <li>認定こども園</li> <li>児童厚生施設</li> <li>地域子育て支援センター</li> </ul>	<p>【教育機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校</li> <li>中学校</li> </ul> <p>【文化機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共公民館</li> <li>集会施設</li> <li>図書館・図書室</li> <li>博物館・郷土館</li> <li>スポーツ施設</li> </ul> <p>【商業機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーマーケット</li> <li>ドラッグストア</li> <li>コンビニエンスストア</li> <li>農産物直売所</li> </ul>	<p>【行政機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所</li> <li>支所・出張所</li> <li>警察署・交番</li> <li>消防署・出張所</li> </ul> <p>【金融機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゆうちょ銀行窓口</li> <li>地方銀行</li> <li>その他金融機関</li> </ul>
--	--	--	---	--

図：都市機能誘導区域（南台・東石岡周辺）

### 3 誘導施設の基本的な考え方

#### (1) 誘導施設とは

誘導施設とは、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便性向上のために必要な施設のことです。

#### (2) 想定される誘導施設のイメージ

誘導施設は機能別にみると、行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化等があり、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」では、各拠点に必要な機能のイメージとして、以下の内容が示されています。

表：各拠点に必要な機能のイメージ

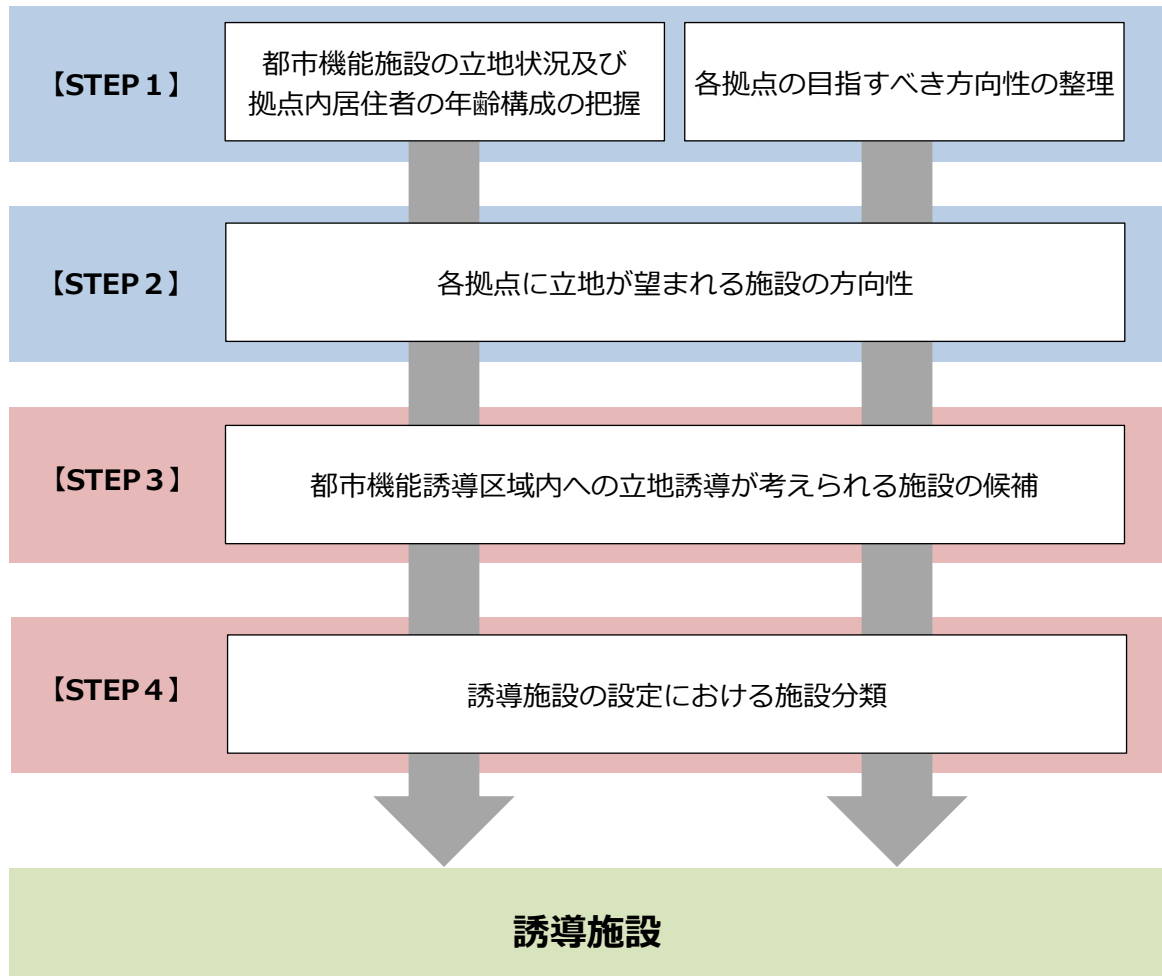
	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中核的な行政機能 例. 本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積 $\geq$ m <sup>2</sup> 以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療)を受けられることができる機能 例. 病院	■日常的な診療を受けられることができる機能 例. 延床面積 $\geq$ m <sup>2</sup> 以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化が振興の拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画作成の手引き

## 4 本市における誘導施設の設定

### (1) 誘導施設の設定方針

前項の想定される誘導施設のイメージを踏まえて、以下の流れに基づき本市の誘導施設の設定を行います。



図：誘導施設の設定フロー

## (2) 各拠点の現況及び方向性の整理

都市機能誘導区域内及び拠点範囲内に立地している都市機能施設は、以下のとおりです。

表：都市機能誘導区域内及び拠点範囲内の施設立地状況

都市機能	施設	都市機能誘導区域			
		石岡市街地	柿岡市街地	高浜駅周辺	南台・東石岡周辺
医療機能	病院	—	—	—	△
	診療所	○	○	—	○
福祉機能	通所型施設	○	△	—	△
	訪問型施設	○	△	—	○
	小規模多機能施設	○	○	—	△
	入所系施設	○	○	—	○
	その他高齢者福祉施設	—	○	—	—
保育機能	保育所	○	△	—	—
	認定こども園	○	○	—	—
	児童厚生施設	△	—	—	—
	地域子育て支援センター	○	△	—	—
教育機能	小学校	—	△	—	△
	中学校	—	—	—	—
文化機能	市民会館	—	—	—	—
	公共公民館	○	○	—	○
	集会施設	△	—	—	△
	図書館・図書室	○	○	—	○
	博物館・郷土館	△	○	—	—
スポーツ施設	○	—	○	△	
商業機能	スーパーマーケット	○	○	—	○
	ドラッグストア	○	○	△	○
	コンビニエンスストア	○	△	△	○
	農産物直売所	—	—	—	△
行政機能	市役所	○	—	—	—
	支所・出張所	—	○	—	—
	警察署・交番	○	○	—	—
	消防署・出張所	○	△	△	△
金融機能	ゆうちょ銀行窓口	○	○	△	○
	地方銀行	○	○	—	○
	その他金融機関	○	○	—	○

## 凡例

- ：都市機能誘導区域内に立地
- △：都市機能誘導区域内にはないが拠点範囲内に立地
- ：立地なし

各拠点内の居住者の年齢構成は、以下のとおりです。

表：各拠点内の居住者の年齢3区分の比率

年齢3区分の比率	拠点			
	石岡市街地	柿岡市街地	高浜駅周辺	南台・東石岡周辺
年少人口（0～14歳）	9.6%	9.3%	8.2%	13.8%
生産年齢人口（15～64歳）	56.0%	56.3%	56.4%	62.0%
老年人口（65歳以上）	33.1%	34.1%	35.0%	23.1%
合計	98.7%	99.7%	99.6%	98.9%

出典：2015（H27）年国勢調査

※総人口に年齢不詳が含まれており、また面積案分により人口を算出したため、合計が100%になっていません。

都市計画マスタープランと本計画における各拠点の目指すべき方向性は、以下のとおりです。

表：各拠点の目指すべき方向性

拠点		各拠点の目指すべき方向性
中心拠点	石岡市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅前広場を中心とした駅前にふさわしい顔づくり、拠点機能の強化となる都市的サービスの集積・拡充（都市計画マスタープラン）</li> <li>居住・歴史・商業機能に加え、交流機能や生活利便施設の強化、歴史的資源や駅前の未利用地等の利活用による、にぎわいや活力ある中心市街地の形成（都市計画マスタープラン）</li> <li>多様な都市機能施設の集積、にぎわいの創出や拠点性の向上（立地適正化計画）</li> </ul>
地域拠点	柿岡市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>八郷総合支所を中心に生活利便施設の集積による拠点性の向上と魅力ある市街地の形成（都市計画マスタープラン）</li> <li>八郷地域の自然環境をいかすとともに、八郷地域全体を支える拠点の形成（立地適正化計画）</li> </ul>
	高浜駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>高浜駅を中心とした生活利便施設の集積（都市計画マスタープラン）</li> <li>医療、福祉、商業等の都市機能施設の誘導により、日常の暮らしを支える拠点の形成（立地適正化計画）</li> </ul>
	南台・東石岡周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な居住環境の維持・充実（都市計画マスタープラン）</li> <li>保育機能をはじめ、若者世代の利便性向上に資する魅力ある都市機能施設の誘導により、若者世代の居住地として選ばれる拠点の形成（立地適正化計画）</li> </ul>

### (3) 各拠点に立地が望まれる施設の方向性

前項で整理した各拠点の現況及び目指すべき拠点の方向性を踏まえ、各拠点に立地が望まれる施設の方向性は、以下のとおりです。

表：各拠点に立地が望まれる施設の方向性

拠点		立地が望まれる施設の方向性
中心拠点	石岡市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に一つしかなく、市全域からの利用が想定される施設</li> <li>・中心拠点としての拠点性向上に資する高次都市機能を備えた施設</li> <li>・商業の中心地として、利便性向上やにぎわいの創出に資する施設</li> </ul>
地域拠点	柿岡市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八郷地域の中心として拠点性向上に資する施設</li> <li>・周辺の既存集落に不足しており、機能補完を図る必要がある施設</li> </ul>
	高浜駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点内で住み続けるために必要な日常の暮らしを支える施設</li> </ul>
	南台・東石岡周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者世代の転入・転居、定住促進に資する施設</li> </ul>

**(4) 都市機能誘導区域内への立地誘導が考えられる施設の候補**

現在、本市に立地している都市機能施設を基本として、都市機能誘導区域内への立地誘導が考えられる施設の候補は、以下のとおりです。

表：都市機能誘導区域内への立地誘導が考えられる施設の候補

都市機能	施設の候補	施設選定の考え方
医療機能	病院 診療所	・総合的な医療サービスを提供する施設及び日常的な医療サービスを提供する施設を選定
福祉機能	通所型施設	・高齢化の中で必要性の高まる施設のうち日常的に利用する施設を選定
	訪問型施設	
	小規模多機能施設	
	入所系施設	
	その他高齢者福祉施設	
保育機能	保育所	・子育て世代にとって居住場所を決める際に重要な要素となる、日常的な子育てサービスを提供する施設を選定
	幼稚園	
	認定こども園	
	児童厚生施設	
	地域子育て支援センター	
教育機能	小学校	・子育て世代にとって居住場所を決める際に重要な要素となる教育施設を選定
	中学校	
文化機能	市民会館	・市民の文化活動を支える施設を選定
	公共公民館	
	集会施設	
	図書館・図書室	
	博物館・郷土館	
	スポーツ施設	
商業機能	スーパーマーケット	・集客力があり、まちのにぎわいを生み出す商業施設を選定 ・日々の生活に必要な生鮮品、日用品等を提供する施設を選定
	ドラッグストア	
	コンビニエンスストア	
	農産物直売所	
行政機能	市役所	・中枢的な行政機能のほか、行政窓口を有する施設を選定 ・地域の安心・安全を高める施設を選定
	支所・出張所	
	警察署・交番	
	消防署・出張所	
金融機能	ゆうちょ銀行窓口	・日常的な引出し、預入れ等を行う施設のほか、決済、融資等の窓口業務を行う施設を選定
	地方銀行	
	その他金融機関	

**(5) 誘導施設の設定における施設分類**

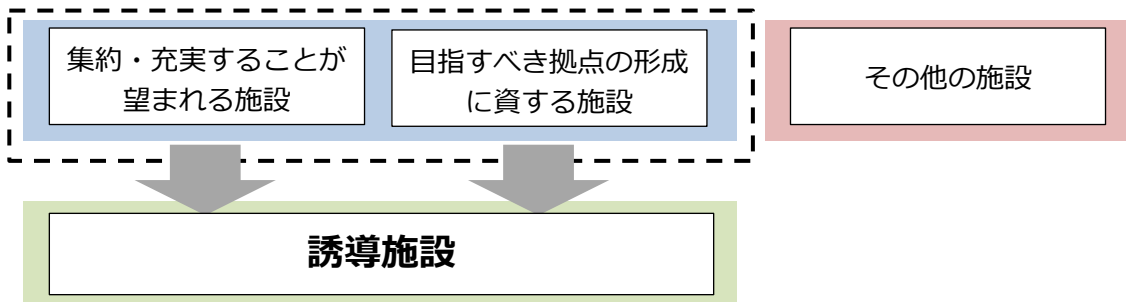
前項の施設の候補から、各都市機能誘導区域への立地誘導を行う誘導施設を設定します。

誘導施設を設定するに当たり、都市機能誘導区域ごとに施設を「集約・充実することが望まれる施設」、「目指すべき拠点の形成に資する施設」、「その他の施設」に分類を行います。

施設を分類した後に、「集約・充実することが望まれる施設」と「目指すべき拠点の形成に資する施設」とした施設を誘導施設に設定します。

表：施設分類の考え方

施設分類	分類の考え方	対象施設
集約・充実することが望まれる施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内外から、多くの利用者が想定されるため、施設の充実や交通アクセスの良い拠点内への集約が望ましいと考えられる施設</li> <li>・全ての拠点に共通して設定</li> </ul>	<b>【医療機能】</b> ・病院 <b>【商業機能】</b> ・スーパーマーケット
目指すべき拠点の形成に資する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各拠点の現況及び目指すべき方向性を踏まえて、目指す拠点の実現に資すると考えられる施設</li> <li>・各拠点に応じて個別に設定</li> </ul>	<b>【福祉機能】</b> ・通所型施設 ・訪問型施設 ・小規模多機能施設 <b>【保育機能】</b> ・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・児童厚生施設 ・地域子育て支援センター <b>【文化機能】</b> ・市民会館 ・公共公民館 ・図書館・図書室 ・博物館・郷土館 ・スポーツ施設 <b>【行政機能】</b> ・市役所 ・支所・出張所
その他の施設	・上記二つの施設に該当しない施設	—



図：誘導施設の設定における施設分類



## (6) 誘導施設の設定

各拠点に立地が望まれる施設の方向性、誘導施設の設定における施設分類などを踏まえて、都市機能誘導区域ごとに設定した誘導施設は、以下のとおりです。

なお、公共公民館や保育所などの公設施設においては、新規立地を行うのではなく、既存施設の更新などに合わせて、都市機能誘導区域内へと立地誘導を図ります。

表：都市機能誘導区域別の誘導施設の設定

都市機能	施設	都市機能誘導区域			
		石岡市街地	柿岡市街地	高浜駅周辺	南台・東石岡周辺
医療機能	病院	●	●	●	●
福祉機能	通所型施設	□	■	■	■
	訪問型施設	□	■	■	□
	小規模多機能施設	□	□	■	■
保育機能	保育所	□	■	■	■
	幼稚園	■	■	■	■
	認定こども園	□	□	■	■
	児童厚生施設	■	—	—	■
	地域子育て支援センター	□	—	—	—
文化機能	市民会館	■	—	—	—
	公共公民館	□	□	—	□
	図書館・図書室	□	□	—	□
	博物館・郷土館	■	□	■	—
	スポーツ施設	□	—	□	■
商業機能	スーパーマーケット	○	○	●	○
行政機能	市役所	□	—	—	—
	支所・出張所	—	□	—	—

### 凡例

- ：誘導施設に設定（集約・充実することが望まれる施設、既存維持型<sup>※1</sup>）
- ：誘導施設に設定（集約・充実することが望まれる施設、新規誘導型<sup>※2</sup>）
- ：誘導施設に設定（目指すべき拠点の形成に資する施設、既存維持型）
- ：誘導施設に設定（目指すべき拠点の形成に資する施設、新規誘導型）
- ：誘導施設への設定なし

※1 現在、区域内に立地しており、施設の維持・充実に努める

※2 現在、区域内に立地しておらず、新規に誘導する

表：誘導施設の定義

都市機能	施設	定義
医療機能	病院	・医療法第1条の5に規定する病院
福祉機能	通所型施設	・老人福祉法及び介護保険法に定める施設であつて、通所を目的とする施設
	訪問型施設	・老人福祉法及び介護保険法に定める施設であつて、訪問を目的とする施設
	小規模多機能施設	・老人福祉法及び介護保険法に定める施設であつて、通所・入所・訪問の機能を兼ね備える施設
保育機能	保育所	・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
	幼稚園	・学校教育法第1条に規定する幼稚園
	認定こども園	・就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
	児童厚生施設	・児童福祉法第40条に規定する施設
	地域子育て支援センター	・子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設
文化機能	市民会館	・市民の文化教養及び福祉の増進に寄与する施設
	公共公民館	・石岡市公民館条例第2条に規定する公民館
	図書館・図書室	・図書館法第2条第1項に規定する図書館等
	博物館・郷土館	・博物館法第2条第1項に規定する博物館等
	スポーツ施設	・体育館、水泳プール、運動場等の体育施設を有する施設
商業機能	スーパーマーケット	・日常生活に不可欠な生鮮食料品を取り扱うセルフサービス方式の店舗
行政機能	市役所	・地方自治法第4条第1項に規定する市役所
	支所・出張所	・地方自治法第155条第1項に規定する支所等